



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



平成 29 年 8 月 4 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
(コード番号 8925 東証二部)  
問合せ先 執行役員社長室長 荻坂昌次郎  
(TEL 03-5367-2001)

### 第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部繰上償還に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 12 月 29 日に発行いたしました第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本社債」といいます。）を一部繰上償還することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 繰上償還する銘柄 | 株式会社アルデプロ第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  |
| 2. 繰上償還予定日  | 平成 29 年 9 月 4 日   |
| 3. 繰上償還額    | 1 億円  |
| 4. 繰上償還金額   | 各社債の金額 100 円につき金 100 円  |
| 5. 繰上償還理由   | 本社債の発行要項に定めた本社債権者の選択による繰上償還の条項（平成 26 年 12 月 12 日付「第三者割当てにより発行される第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 7 回新株予約権の募集に関するお知らせ」の発行要項 15. 社債の償還の方法及び期限 (4) ①）に該当したため。<br>15. 社債の償還の方法及び期限 (4) ①<br>本社債権者は、平成 28 年 11 月 15 日以降のいずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該取引日に適用のある転換価額を下回った場合、平成 28 年 12 月 30 日以降のいずれかの日を償還日として、当該償還日の 20 営業日以上 30 営業日以内の事前の通知を行うことにより、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求することができる。 |
| 6. 転換価額     | 174.1 円   |
| 7. 業績に与える影響 | 当社の業績に与える影響はありません。  |
| 8. 償還資金     | 自己資金により償還する予定です。  |

(ご参考) 本社債の概要

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 発行日                     | 平成 26 年 12 月 29 日 |
| (2) 発行総額                    | 40 億円             |
| (3) 平成 29 年 8 月 4 日現在の未償還残高 | 15 億円             |
| (4) 利率                      | 本社債には利息を付さない。     |
| (5) 償還期限                    | 平成 29 年 12 月 29 日 |
- ※ 平成 29 年 9 月 1 日に別途 1 億円の繰上償還を予定しております。

以上